

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 令和7年度保育関係予算案が公表される(こども家庭庁)……………1
 - ◆ こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントを提出 ……5
 - ◆ 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」が開催される(こども家庭庁)……………6
 - ◆ 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」が公表される(こども家庭庁)……………8
-

◆令和7年度保育関係予算案が公表される(こども家庭庁)

令和6年12月27日、令和7年度予算案が閣議決定されました。令和7年度のこども家庭庁予算案は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の強化を本格的に実行し、こどもや若者、またそれをサポートする方々のために、質の高い施策に取り組むとしています。予算の総額は、子ども・子育て支援特別会計の設置に伴い育児休業等給付関係の歳出が移管されることに伴う増を除いた実質ベースで、前年度比1.1兆円増（＋17.8％）となる約7.3兆円となっています。

保育関係予算案については、令和6年度補正予算2,125億円に加え、令和7年度は2兆4,512億円となっています。概要については、次頁のとおりです（赤枠は全保協事務局加筆）。

令和7年度 保育関係予算案の概要

(令和7年度予算案・令和6年度補正予算)
2兆4,512億円 + 2,125億円

(前年度予算額)
(2兆2,960億円)

《保育関係予算案の主な内容》※点線内は令和6年度補正予算において計上

1 「こども未来戦略」に基づく対応

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。
- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

- 受け皿の整備＜一部補正予算＞
過疎地域の市町村における保育機能確保のための統廃合・多機能化、こども誰でも通園制度に係る整備費の国庫補助率を嵩上げする(1/2→2/3)。
また、待機児童対策のための整備費について、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。

- 過疎地域における保育機能確保・強化
過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

② こども誰でも通園制度の創設【一部再掲】

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。＜一部補正予算＞
- こども誰でも通園制度実施施設におけるICT化を推進するため、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- 広域的保育所等利用事業について、保育所等への送迎に支障が出ない範囲でこども誰でも通園制度実施施設への児童の送迎を可能とする。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等（続き）

③ 保育人材の確保及び保育の質の向上等

- 指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。＜一部補正予算＞
- また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象とする。
- 保育補助者雇上強化事業について、経験年数に応じた補助基準額に見直す。
- 保育士宿舎借り上げ支援事業について、補助基準上限額の見直し等を行う。
- 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業について、中高生段階から就職時期に渡る、保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを積極的に行う指定保育士養成施設を支援するため、取組内容の明確化及び補助単価の見直しを行う。
- 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

3 保育DXの推進等

① 保育DXの推進

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『ⅰ 保育所等の更なるICT環境整備』、『ⅱ 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『ⅲ 先進的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）、こどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。＜一部補正予算＞

4 多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の支援について、「こども未来戦略」を踏まえ、効果的・効率的な巡回による看護師配置等を進めるとともに、医療的ケア児が園外活動を行う際の移動経費を新たに支援する。
また、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。）

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識・技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- また、指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。

6 子ども・子育て支援制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。【再掲】
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。【一部再掲】
- その他、公定価格の改善を図る。
【主な内容】
 - ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
 - ◇ 定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
 - ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

② 地域子ども・子育て支援事業

- 一時預かり事業について、一般型について補助基準額の見直しを行うとともに、幼稚園型Ⅰについて職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う。
- 延長保育事業について、事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所の通常の保育時間における配置基準と同様となるよう引き上げるとともに、平均対象児童数が21人以上の施設における補助の拡充を行う。
- 病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配を行う。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
- 企業主導型保育事業について、次の拡充等を行う。
【主な内容】
 - ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
・ 職員の配置の充実（3歳児および4・5歳児）、延長保育加算・病児保育加算・医療的ケア児保育支援加算の改正
 - ◇ 令和6年人事院勧告を踏まえた処遇改善
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、発行枚数の管理等、適切な執行管理の継続や持続可能な制度運用の在り方の検討を進めつつ、多様な働き方をしている労働者におけるベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。

7 その他

- 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットingの観点及び子ども・子育て支援加速化プランに基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得る。
- 「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援など、待機児童対策として設けられた補助率・補助単価の嵩上げや補助要件の設定について見直しを実施。

また、参考資料において、より詳細な内容が示されており、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の補助単価等についても掲載されています。

「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【拡充・見直し】

- 就学前教育・保育施設整備交付金について、これまでの対象事業に加え、乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業整備事業が示された。補助割合について

は下記のとおり。

【乳幼児通園支援事業実施事業整備事業を除く事業】

(私立) 国 2/3、市町村 1/12、設置主体 1/4

(公立) 国 2/3、設置者（市区町村） 1/3

【乳幼児通園支援事業実施事業整備事業】

(私立) 国 2/3、市町村 1/12、設置主体 1/4

(公立) 国 2/3、設置者（市区町村） 1/3

➤ 以下に該当する場合は、補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）を実施。

- ・待機児童対策
- ・人口減少対策：過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村

②こども誰でも通園制度の創設

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

➤ 補助単価については、年齢ごとの補助単価を設定（0歳児 1,300 円、1歳児 1,100 円、2歳児 900 円）

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

※自治体の人口規模ごとで 5 段階の補助総額上限を設定。

➤ 利用可能時間（補助基準上の上限）：10 時間／月

➤ 人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士 2 分の 1 以上）

➤ 補助割合 国 3/4、市町村 1/4

(2) こども誰でも通園制度総合支援システム【新規】（一部令和 6 年度補正予算）

➤ 令和 7 年度より総合システムが稼働（今後必要な改修も実施予定）

➤ コールセンターの設置

詳細は、こども家庭庁ホームページよりご覧ください。

【令和 7 年度予算案】

こども家庭庁＞ホーム＞保育＞保育対策関係予算の概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/yosan/>



◆こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントを提出

全保協ニュース No.24・31（令和6年12月25日発信）でお伝えしていた、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案のパブリックコメントに対し、全保協より子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、下記意見を提出しました。

令和6年12月27日

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 奥村 尚三

保育三団体協議会への説明の実施や意見交換などの機会を設けていただき、心より感謝申し上げます。

「乳児等通園支援事業」は、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することが主旨であるはずで、上記を踏まえ、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」について、下記の意見を提出します。

◆ 職員の基準

「一般型乳児等通園支援事業所」の職員の基準について、「半数以上は保育士とする」とされています。しかし、「乳児等通園支援事業」は、0, 1, 2歳の子どもの対象であり、毎日通園する子どもたちではないことを踏まえ、専門性のある保育士が関わることを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける等）。

◆ 食事

食事について、「当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」とされています。0, 1, 2歳の子どもの対象とすることから、安全性を担保するために、特に「一般型乳児等通園支援事業所」の場合は、食品の管理等について、厳密な基準とすることが必要と考えます。

◆ 管理者

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」においては、管理者の配置についての定めはありません。一方手引き（素案）では「管理者の責務」についての記載がありますが、特に「一般型乳児等通園支援事業所」においては、管理者の配置について定める必要があります。

子どもを中心に考えた質の高い保育を提供するためには、人材の確保を含め、安定的な運営が必要です。補助基準額の増額についてもご検討をお願いします。

今後も、子どもの最善の利益を保障し、質の高い保育を提供し続けるため、保育団体との意見交換の場を引き続き設けていただきますようお願いいたします。

以上

◆「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」が開催される(こども家庭庁)

令和6年12月26日、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」が開催され、本会 伊藤 唯道 副会会長が出席しました。

「こども誰でも通園制度」は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で「こども誰でも通園制度」を実施することとされています。

今回の検討会では、これまでの等内容の「取りまとめ(案)」や「こども誰でも通園制度実施に関する手引き(素案)」について議論がされました。伊藤唯道副会長からは下記内容の発言をしています。

➤ まず、利用時間10時間の件に関して、議論の中では少ないという声もあった。私自身も一時預かりをしていて、今回、誰通を試行で実施したが、はじめ、私自身も10時間は少ないと思っていた。

実際、私の園で1歳の子が1日2時間毎週来るという子がいるが、2時間でも、その子は本当に楽しそうに来て、友達と関わり、友達とけんかもし、帰るときには保護者の方に、園には絵本がたくさんあるため、「この子、今日はこういう絵本に興味ありましたよ」と伝え、と、「じゃあ家でもこういうのを買ってみますね」という形で関わりがある。こういう年齢の子にとってはそうした短時間の関わりでもいいのかなというのが、私自身の今の率直な考え。

確かに保護者にとって、保護者が何かしたいときには1日2時間では無理だが、「そういうときは一時預かりをお使いください」という形で勧めている。私自身もそうだったが、こどもにとって正しい時間とは何なのかということを、今後、議論して

いただきたいと思います。幼児では、これが正しい時間かどうか分からないが、教育標準時間4時間というのがある。そういった意味で、どういう時間がこどもの育ち、学びにとって適切な時間なのかということを、今後も検討していただきたいと思います。

- 人員配置について、これは何度も言っていますが、どこかで、「保育士が担うことをベースに」ということを入れてもらいたい。手引でも、「計画を立てる」など専門的なことが入ってきているため、なおさら「保育士をベースに」ということが入れていただきたいと思います。
- また、令和8年度以降の本格実施について、小さな自治体などで民間事業者には体力がないと、そういう事業を実施できないかもしれないところもあるとの声をきいた。「自治体が直接責任を持って事業を運営していくのかどうなのか、かなり気がかりな点もある」と心配されていた。さらに、利用時間が本格実施で定まった後も、自治体で2年間は猶予期間ということで、ある程度の時間運用は可能だということだが、「確保できない自治体にとってはそこがどうなっていくのか心配だ」という声も挙がっている。
- 手引については、最初思っていたよりもかなり詳しく記入していただいたと思っている。しかし、先ほど「これから検討する」という話があったが、初めて参入する事業者もいるため、安全に関しては、具体的に何をすべきで、何をしてはいけないのか、そこはもっとはつきり書いてもいいと個人的には思っている。
- 個別計画に関しては、例えば、「1回来ただけで、次、来るのか来ないのか分からない」というときに、「どうしていくのか」という声が上がっている。例えば、定期利用する方とか複数回利用する方に関しては、きちんと計画を組み立てていくとか、そういう書きぶりでもよいのではないかと個人的には考える。
- 最後に、運営に関する基準が出ているが、しっかりしたもので安心した面もあるが、これから認可の申請をしていくときに、かなり膨大になることを懸念している。現在、保育所や認定こども園などで0、1、2歳児を受け入れているところに関しては、みなし認可など、そういったことを考えていただきたいと思います。

詳細については、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

ホーム>会議等>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen/cd3e0064>



◆「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」が公表される(こども家庭庁)

上記の「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」を踏まえ、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」(令和6年12月26日付)が公表されました(下記参照)。

取りまとめでは、検討会での意見もふまえ、令和7年度の制度のあり方について整理するとともに、令和8年度からの本格実施に向け今後さらに整理していくことをまとめています。

こどもみんなが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ(案)概要

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

- ①令和7年度の利用可能時間
 - ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。
- ②対象施設及び認可手続
 - ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。
- ③対象となる子ども
 - ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。
- ④利用方式
 - ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。
- ⑤実施方式
 - ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。
- ⑥人員配置基準
 - ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。
- ⑦設備基準
 - ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。
- ⑧安定的な運営の確保
 - ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。
- ⑨その他の事項(手引、総合支援システム)
 - ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
 - ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

第3 令和8年度の本格実施に向けて

- ①令和8年度以降の利用可能時間
 - ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。
- ②給付化に伴う公定価格の設定
 - ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。
- ③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修
 - ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。
- ④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係
 - ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。
- ⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等
 - ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

詳細については、こども家庭庁ホームページから「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」をご覧ください。

ホーム>会議等>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen>

